

作業環境測定士試験
(労働衛生関係法令)

| | |
|------|--|
| 受験番号 | |
|------|--|

法令 1 / 5

問 1 衛生管理体制に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、常時 50人以上の労働者を使用する事業場については、その業種に関係なく産業医を選任しなければならない。
- 2 産業医は、少なくとも毎月 1 回作業場等を巡視し、作業方法等に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害防止に必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、常時 100人以上の労働者を使用する事業場については、その業種に関係なく総括安全衛生管理者を選任しなければならない。
- 4 事業者は、衛生管理者を選任すべき事由が発生した場合は、その日から 14日以内に選任しなければならない。
- 5 衛生管理者は、少なくとも毎週 1 回作業場等を巡視し、設備、作業方法等に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害防止に必要な措置を講じなければならない。

問 2 労働安全衛生規則に基づく健康診断に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 常時 50人以上の労働者を使用する事業者は、定期健康診断を行ったときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- 2 事業者は、雇入時の健康診断の結果に基づき、健康診断個人票を作成して、これを 5 年間保存しなければならない。
- 3 常時 50人以上の労働者を使用する事業者は、雇入時の健康診断を行ったときは、遅滞なく、雇入時健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- 4 事業者は、常時使用する労働者に対し、原則として、1 年以内ごとに 1 回、法令で定める項目について医師による定期健康診断を行わなければならない。
- 5 事業者は、定期健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、その健康を保持するために必要な措置について、健康診断が行われた日から 3 か月以内に医師の意見を聴かななければならない。

問 3 次の業務に常時労働者をつかせるとき、法令に基づく安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないものはどれか。

- 1 有機溶剤等を入れたことがあるタンクの内部における業務
- 2 強烈な騒音を発する場所における業務
- 3 人力により重量物を取り扱う業務
- 4 屋内の、セメントを袋詰めする場所における業務
- 5 水深 10 m 以上の場所における潜水業務

問 4 次の㉠～㉥の作業について、法令上、作業主任者の選任が義務付けられているものの組合せは下のうちどれか。

- ㉠ 飼料の貯蔵のために使用しているサイロの内部における作業
 - ㉡ 製造工程において硫酸を用いて行う洗浄の作業
 - ㉢ 廃棄物の焼却施設において焼却灰を取り扱う作業
 - ㉣ 屋内作業場におけるアーク溶接の作業
- 1 ㉠ ㉡
- 2 ㉠ ㉢
- 3 ㉡ ㉣
- 4 ㉡ ㉣
- 5 ㉢ ㉣

問 5 法定の作業環境測定を行うべき作業環境測定対象④、測定頻度⑤及び測定に関する記録の保存期間⑥の組合せとして、法令上、誤っているものはどれか。

| | ④ | ⑤ | ⑥ |
|-----|---------------|------------|-----|
| 1 | 空気中のトルエンの濃度 | 6か月以内ごとに1回 | 3年 |
| 2 | 空気中の鉱物性粉じんの濃度 | 6か月以内ごとに1回 | 7年 |
| 3 | 空気中のベンゼンの濃度 | 6か月以内ごとに1回 | 30年 |
| ○ 4 | 空気中の鉛の濃度 | 1年以内ごとに1回 | 5年 |
| 5 | 空気中の放射性物質の濃度 | 1か月以内ごとに1回 | 5年 |

問 6 法令に基づいて行う作業環境測定に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 廃棄物の焼却施設において焼却灰を取り扱う業務（設備の解体等に伴うものを除く。）を行う作業場については、6か月以内ごとに1回、定期に、当該作業場における空気中のダイオキシン類の濃度を測定しなければならない。
- 2 電気炉により金属を精錬する業務を行い、著しく暑熱な屋内作業場については、半月以内ごとに1回、定期に、当該屋内作業場における気温、湿度及びふく射熱を測定しなければならない。
- 3 多量のドライアイスを取り扱う業務を行い、著しく寒冷な屋内作業場については、半月以内ごとに1回、定期に、当該屋内作業場における気温及び湿度を測定しなければならない。
- 4 通気設備が設けられている坑内の作業場については、半月以内ごとに1回、定期に、当該作業場における通気量を測定しなければならない。
- 5 第1種酸素欠乏危険作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、当該作業場における空気中の硫化水素の濃度を測定しなければならない。

問 7 次の防毒マスクのうち、法令上、厚生労働大臣が定める規格を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならないものに該当しないものはどれか。

- 1 有機ガス用防毒マスク
- 2 一酸化炭素用防毒マスク
- 3 シアン化水素用防毒マスク
- 4 ハロゲンガス用防毒マスク
- 5 亜硫酸ガス用防毒マスク

問 8 次の①～⑤の化学物質について、製造に際して厚生労働大臣の許可が必要なものの組合せは下のうちどれか。

- ① クロロメチルメチルエーテル
 - ② ジクロロベンジジン
 - ③ ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト
 - ④ アルファ-ナフチルアミン
- 1 ① ②
 - 2 ① ③
 - 3 ② ④
 - 4 ② ④
 - 5 ③ ④

問 9 作業環境測定士に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 指定作業場の作業環境測定結果についての作業環境評価基準に基づく管理区分の決定は、作業環境測定士ではない者に行わせることはできない。
- 2 指定作業場の作業環境測定において、粉じんの相対濃度計、検知管等の簡易測定機器を用いる分析は、第2種作業環境測定士に行わせることができる。
- 3 指定作業場について作業環境測定を行う事業者は、原則として、その使用する作業環境測定士にこれを実施させ、又は作業環境測定機関にその実施を委託しなければならない。
- 4 放射性物質取扱作業室における空気中の放射性物質の濃度の測定は、作業環境測定士ではない者に行わせることはできない。
- 5 第1種作業環境測定士は、登録を受けた作業場の種類以外の指定作業場についても、デザイン及びサンプリングの業務を行うことができる。

問 1 0 作業環境測定基準に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 鉱物性粉じんの濃度の測定を相対濃度指示方法によって行う場合には、当該単位作業場所における 1 か所以上の測定点において、分粒装置を用いるろ過捕集方法及び重量分析方法による測定を同時に行わなければならない。
- 2 相対濃度指示方法による鉱物性粉じんの測定においても、一つの測定点における試料空気の採取時間は、10分間以上の継続した時間としなければならない。
- 3 作業環境測定基準で定める一定の有機溶剤の濃度を測定する場合、当該有機溶剤以外の物が測定値に影響を及ぼすおそれがないときは、検知管方式の測定機器により測定することができる。
- 4 鉱物性粉じん中の遊離けい酸の含有率の測定は、エックス線回折分析方法又は重量分析方法によらなければならない。
- 5 石綿等を取り扱う屋内作業場における空気中の石綿の濃度の測定は、ろ過捕集方法及び計数方法によらなければならない。

問 1 1 作業環境評価基準に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 A測定の前1評価値が管理濃度未満で、かつ、B測定の前1評価値が管理濃度の 1.0倍以上 1.5倍以下である単位作業場所の管理区分は、第2管理区分である。
- 2 2作業日に測定を行う場合において、連続する2作業日について測定を行うことができない合理的な理由があるときは、必要最小限の間隔を空けた2作業日に測定を行うことができる。
- 3 測定値が管理濃度の5分の1に満たない測定点がある単位作業場所にあつては、管理濃度の5分の1を当該測定点における測定値とみなして、管理区分の区分を行うことができる。
- 4 A測定のみを行った場合、第1評価値が管理濃度以上であり、かつ、第2評価値が管理濃度以下である単位作業場所の管理区分は、第2管理区分である。
- 5 トルエン及びキシレンの混合物に係る単位作業場所にあつては、測定点ごとに、定められた算定式により求めた換算値を測定値とみなし、管理濃度に相当する値を1として管理区分の区分を行うものとする。

問 1 2 労働安全衛生規則の衛生基準に関し、次の措置のうち、法令に違反しているものはどれか。

- 1 常時 50人以上の労働者を使用しているため、労働者が臥床することのできる休養室を男女別に設けている。
- 2 労働者を常時就業させる屋内作業場において、直接外気に向かって開放することができる窓の面積を、常時床面積の20分の1としている。
- 3 労働者を常時就業させる屋内作業場の気温が 10℃以下であるため、換気に際し、労働者がさらされる気流を 0.5 m/s 以下としている。
- 4 労働者を常時就業させる場所の照明設備について、6か月以内ごとに1回、定期的に、点検している。
- 5 労働者を常時就業させる屋内作業場の気積を、設備の占める容積及び床面から 5 m をこえる高さにある空間を除き、労働者1人について 10 m³ としている。

問 1 3 次の㉠～㉦の特定化学物質について、作業環境測定基準に基づいて行う作業環境測定の対象物質であるものの組合せは下のうちどれか。

- ㉠ アンモニア
 - ㉡ アクリロニトリル
 - ㉢ 一酸化炭素
 - ㉣ 硫酸
 - ㉤ 塩化ビニル
- 1 ㉠ ㉢
 - 2 ㉠ ㉣
 - 3 ㉡ ㉣
 - 4 ㉡ ㉤
 - 5 ㉣ ㉤

問 1 4 特定化学物質障害予防規則において規定する特別有機溶剤に該当しないものは次のうちどれか。

- 1 エチルベンゼン
- 2 スチレン
- 3 エチルエーテル
- 4 トリクロロエチレン
- 5 メチルイソブチルケトン

問 1 5 有機溶剤中毒予防規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

ただし、同規則に定める適用除外及び設備の特例はないものとする。

- 1 屋内作業場において、第 2 種有機溶剤等を用いて研究の業務を行う場合には、有機溶剤作業主任者を選任しなくてもよい。
- 2 屋内作業場において、第 3 種有機溶剤等を用いて洗浄の業務を行う場合には、有機溶剤作業主任者を選任しなければならない。
- 3 屋内作業場において、第 2 種有機溶剤等を用いて洗浄の業務を行う場合には、当該業務に常時従事する労働者に対し、6 か月以内ごとに 1 回、定期的に、医師による所定の項目についての健康診断を行わなければならない。
- 4 屋内作業場において、第 2 種有機溶剤等を用いて洗浄の業務を行う場合には、当該業務を行う作業場に、全体換気装置又は局所排気装置を設けなければならない。
- 5 有機溶剤等を入れたことのあるタンクで有機溶剤の蒸気が発散するおそれがあるものの内部における業務に労働者を従事させるときは、当該労働者に送気マスクを使用させなければならない。

問 1 6 次の有機溶剤のうち、法令上、第 1 種有機溶剤等に該当するものはどれか。

- 1 メタノール
- 2 ノルマルヘキサン
- 3 イソプロピルアルコール
- 4 *N,N*-ジメチルホルムアミド
- 5 二硫化炭素

問 1 7 電離放射線障害防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

ただし、放射線業務従事者は、緊急作業には従事しないものとする。

- 1 外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が 3 か月間につき 1.3 mSv を超えるおそれのある区域は、管理区域である。
- 2 放射線業務を行う作業場のうち管理区域に該当する部分については、原則として、1 か月以内ごとに 1 回、定期的に、外部放射線による線量当量率又は線量当量を測定しなければならない。
- 3 管理区域内における男性の放射線業務従事者の受ける実効線量は、5 年間につき 100 mSv、かつ、1 年間につき 50 mSv を超えないようにしなければならない。
- 4 管理区域内における女性の放射線業務従事者（妊娠する可能性がないと診断されたもの及び妊娠と診断されたものを除く。）の受ける実効線量は、3 か月間につき 5 mSv を超えないようにしなければならない。
- 5 電離放射線健康診断の結果に基づいて作成した健康診断個人票は、原則として、5 年間保存しなければならない。

問 1 8 粉じん障害防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

ただし、同規則に定める適用除外及び特例はないものとする。

- 1 屋内のフライアッシュを袋詰めする箇所には、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。
- 2 法令に基づき設ける除じん装置は、粉じんの種類がヒュームである場合には、ろ過除じん方式若しくは電気除じん方式又はこれらと同等以上の性能を有する除じん方式による除じん装置としなければならない。
- 3 除じん装置を付設すべき局所排気装置の排風機については、原則として、除じんした後の空気が通る位置に設けなければならない。
- 4 法令に基づき設ける除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き除じん装置を設けなければならない。
- 5 粉じん作業を行う屋内の作業場所については、毎日 1 回以上、清掃を行わなければならない。

問 19 事務所衛生基準規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 機械による換気のための設備について、2か月以内ごとに1回、定期に、異常の有無を点検しなければならない。
 - 2 空気調和設備を設けている場合は、室の気温が17℃以上28℃以下及び相対湿度が40%以上70%以下になるように努めなければならない。
 - 3 中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室について、原則として、2か月以内ごとに1回、定期に、空気中の一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率、室温及び外気温並びに相対湿度を測定しなければならない。
 - 4 空気調和設備を設けている場合は、室に供給される空気中のホルムアルデヒドの量（1気圧、25℃とした場合の空気1m³中に含まれるホルムアルデヒドの質量）を0.1mg以下としなければならない。
- 5 燃焼器具（発熱量が著しく少ないものを除く。）を使用するときは、1か月以内ごとに1回、定期に、当該器具の異常の有無を点検しなければならない。

問 20 酸素欠乏症等防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 酸素欠乏等とは、空気中の酸素の濃度が18%未満である状態又は空気中の硫化水素の濃度が10ppmを超える状態をいう。
- 2 海水が滞留している暗きよの内部における作業は、第1種酸素欠乏危険作業である。
- 3 酸素欠乏危険作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、原則として、法定の科目について特別の教育を行わなければならない。
 - 4 酸素又は硫化水素の濃度が法定の基準を満たすようにするため、酸素欠乏危険作業を行う場所を換気するときは、純酸素を使用してはならない。
 - 5 乾性油その他空気中の酸素を吸収する物質を入れてあるタンクの内部における作業は、第1種酸素欠乏危険作業である。